国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会

第 6 回

資 料

1.	前回までのおさらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	国道 138 号新屋拡幅事業の変更について
3.	浅間神社前エリア (重点検討区間①)8
4.	リフレふじよしだ周辺エリア(重点検討区間②)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5.	今後の検討委員会の進め方について·······18

平成 31 年 3 月 28 日

1. 前回までのおさらい

1.1 前回までの経緯と本日の議題

本検討委員会では、富士吉田市景観計画を踏まえた国道 138 号(新屋拡幅)及び周辺道路の整備に関する方針及び道路占用の許可基準、また、景観重要公共施設の指定に向けた取組みについて議論を行ってきた。また、世界遺産構成資産に対するまちづくりの対応状況等を踏まえながら、重点検討区間に位置付けた浅間神社前エリアとリフレふじよしだ周辺エリアにおける沿道まちづくりと道路空間との一体的な整備の考え方や具体的な整備内容について議論を行ってきた。

第6回検討委員会では、国道138号の景観重要公共施設への指定の動向や世界遺産に対する対応状況、重点検討区間①の沿道まちづくりの状況について報告、確認するとともに、重点検討区間②の具体的な整備内容について業計を行るよのトナス

いて議論を行うものとする。										
	第1回 検討委員会 H25.11.19	第 2 回 検討委員会 H26.3.25	第3回 検討委員会 H26.11.19	第4回 検討委員会 H28.3.2		第 5 回 検討委員会 H30.2.27		第6回 検討委員会 H31.3.28		次回以降
富士吉田市 景観計画の展開 〜国道138号(新屋拡幅) ● の景観重要公共施設への 指定の取組み〜	・歴史・文化と豊かな ・回遊性・快適性に配	る沿道の一体的な空間の形成	••••••	■市景観計画における 景観形成の方向性 ・景観形成の理念と目標 ・景観重要公共施設の 指定方針(国道 138 号は候補路線)	• • •	■景観重要公共施設 の方針(案)の策定 ・整備の方針・道路 占用の許可基準 ・指定に向けた取組	• •	■景観重要公共施設の 指定に向けて ・整備の方針・許可基準の 確認(一部修正) ・段階指定の確認	• •	■ 景観重要公共施 設の指定 ・段階指定について
沿道まちづくりの 取組み	••••••	■ 沿道まちづくりの 方針 ・良好な街並み形成 ・歩道空間との一体的整備 ・残地、オープンスペース の活用	・リフレふじよしだ層	方向性(案) 」をつなぐ地域と来訪者の結節点	••	■ 沿道まちづくりの 検討状況 ・浅間神社前エリアの 空間特性調査 ・将来構想の改訂 ・地元住民を対象とした勉 強会の開催	• 6	■沿道まちづくりの対応状況 ・世界遺産の7つの留意点を踏まえた沿道まちづくりの対応状況の報告	•	■ 沿道まちづくり の対応状況 ・世界遺産の7つの留 意点を踏まえた沿 道まちづくりの対 応状況の報告
浅間神社前 エリアにおける 景観整備	■重点検討区 間の設定 ・検討区間①	■現状と課題 ■整備方針 ・参道的空間の創出 ■整備の方向性		■整備方針 ■断面構成 ■歩行者動線 ・富士山駅〜北口本宮冨士浅間 神社の歩行者ネットワーク ■吉田の火祭りへの対応	• • •	• • • • • • • • • • • •	•		*	■景観形成に向け た具体的な整備 内容の検討 ・横断施設、信号・照 明、柵、歩道舗装等
リフレふじよしだ 周辺エリアにおけ る景観整備	■重点検討区 間の設定 ・検討区間②	■現状と課題 ■整備方針 ・玄関口にふさわしい観 光交流拠点の形成 ■整備の方向性	• • • • • • • • • • •	■整備計画 ・市の玄関口のゲート性の 演出 ・沿道土地利用の変化に対 応した景観形成・誘導 ・地域資源をつなぐ安全で 利用しやすい歩行空間	• • {	■ 沿道空間との一体的整備の検討方針(案) ・公園との一体的整備の検討 ・市道整備と一体となった道路景観検討 ■ 公園との一体的整備 イメージ	• •	■道路と沿道施設との一体的整備の方針■景観形成に向けた具体的な整備内容の検討・自転車走行空間、歩道舗装、防護柵、照明、擁壁等の整備の考え方	•	■景観形成に向け た具体的な整備 内容の検討 ・自転車走行空間、照 明等の整備の考え 方
世界遺産構成資産への対応・	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • •	■歴史的な位置付け■イコモス勧告をふまえた対応■拡幅にあたっての留意点	■世界遺産としての富士山■世界遺産構成資産の視点からの留意点	• •	■世界遺産の視点からの検討 ・7 つの留意点と対応方針(案) ・対応方針(案)	• •	■世界遺産構成資産への対応状況 ・保全状況報告資料の提出報告(検討状況、対応方針等)	• •	■世界遺産構成資 産への対応 ・保全状況報告資 料に対する意見 への対応
その他	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	••••••	• • •	• • • • • • • • • • • •	•	■自転車走行空間の見直し■今後の検討委員会の進め方		

青字:確認事項 赤字:協議事項

1. 前回までのおさらい

1.2 これまでの検討委員会の経緯と目的

本検討委員会は、平成 25 年 6 月の富士山の世界遺産登録、平成 25 年 10 月の富士吉田市の景観行政団体の認定を契機に、平成 25 年 11 月に設立され、御師住宅や北口本宮冨士浅間神社などの世界遺産構成資産を抱える上吉田地域における国道の拡幅に際し、道路と沿道が一体となった良好な景観形成・まちづくりの実現を図ることを目的としている。

これまで、平成28年3月に策定された富士吉田市景観計画に基づき、国道138号の新屋拡幅事業と一体となった良好な道路景観の形成に向けた具体的な検討を進めており、平成30年11月には、世界遺産構成資産としての留意点への対応方針(案)を、ユネスコの諮問機関の一つであるイコモスに報告している。



図 1-1 沿道空間の良好な景観形成を目指した富士吉田市、山梨県、国の役割分担と協調

(第4回検討委員会資料)

1.3 検討の枠組み

市の主要景観軸として相応しい沿道環境を創出するためには、図 1-2 に示す通り、道路附属物・舗装等の道路空間デザイン(国)と、沿道建物の建替えや看板類を含む工作物設置に対応する景観計画等による沿道まちづくり(市)が連携し、相互に機能補完・協調する沿道空間づくりが有効である。

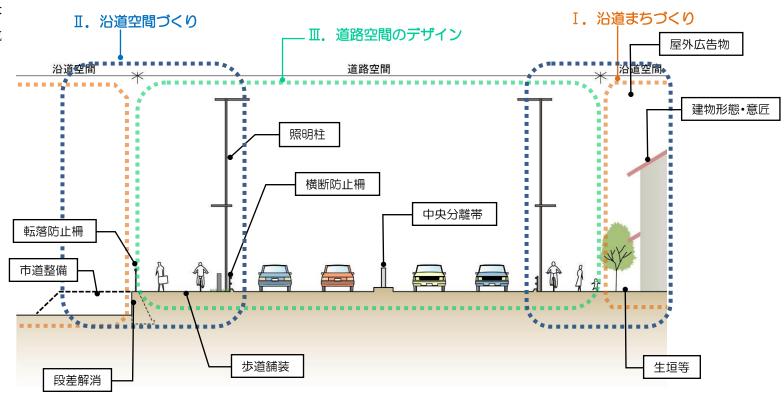


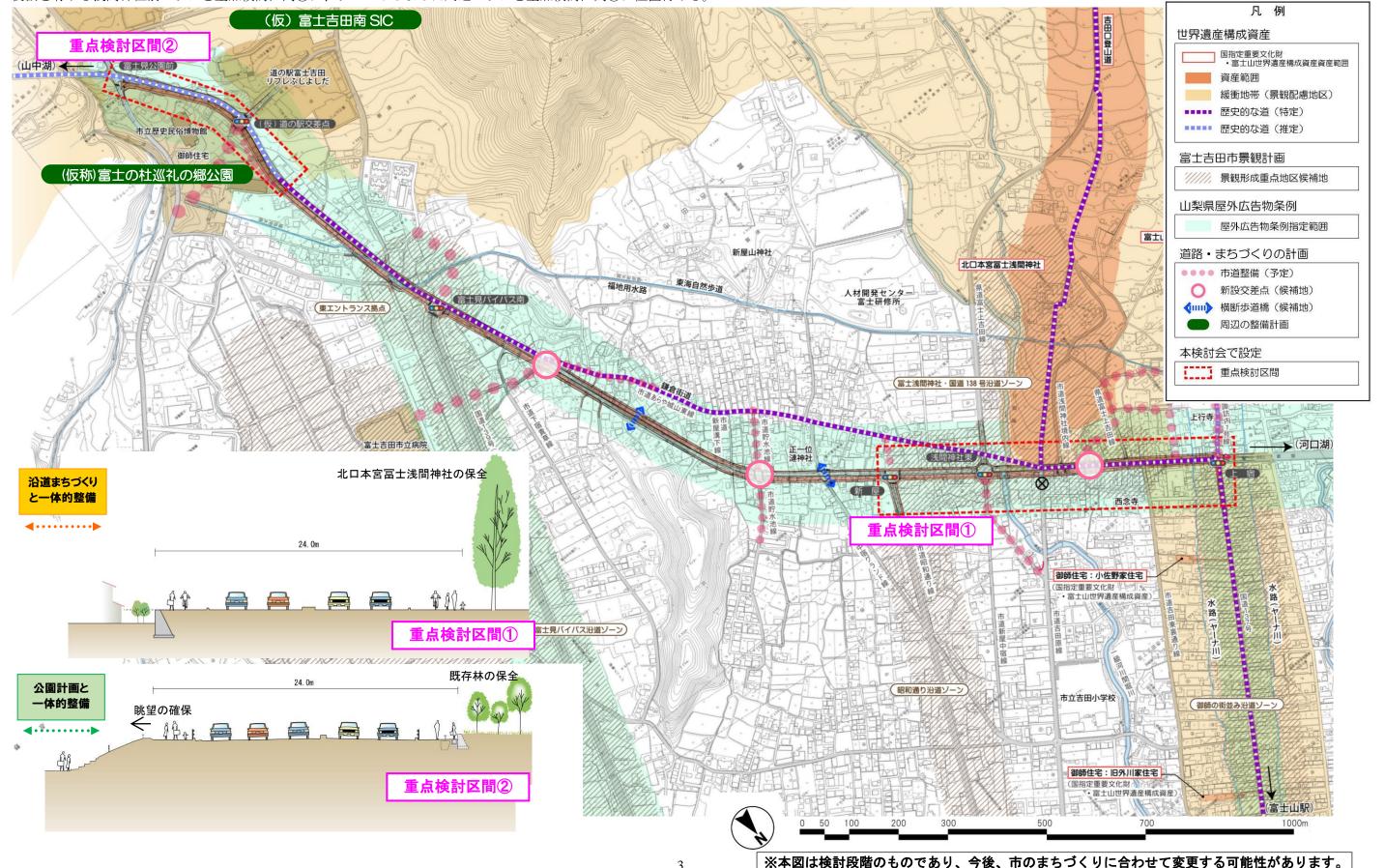
図 1-2 沿道空間の景観形成における役割のイメージ

項目	内容	役割分担		
I. 沿道まちづくり	・ 沿道まちづくり(浅間神社前エリア)・ 拠点整備(リフレふじよしだ周辺エリア)・ 市道整備・ 建築物の形態・意匠等の方針 等	市・住民		
Ⅱ. 沿道空間(景観)づくり	・ 歩行者ネットワーク整備、歩行者空間整備 (セットバック、駐車場等)・ 敷地内の植栽方針・ 屋外広告物 等	市・国・住民(民間)		
Ⅲ. 道路空間デザイン	・ 安全な道路空間、バリアフリー・ 道路附属物(照明柱、柵類、植栽等)のデザイン・ 舗装高質化 等	国		

前回までのおさらい

1.4 新屋拡幅に伴う周辺地域まちづくりの状況と重点検討区間

新屋拡幅事業区間(2.6 km)の周辺地域では、(仮)富士吉田南 SIC の開設に伴う道の駅リフレふじよしだ駐車場改修の整備や(仮称)富士の杜巡礼の郷公園の整備等が計画されているとともに、世界遺産構成資産の一つであ る北口本宮冨士浅間神社を中心とした歴史的な街並み景観の形成を図るまちづくりの動きが活発化している。これら沿道まちづくりと一体となった新屋拡幅事業の整備推進を図るため、良好な道路景観形成に向けた先導的 役割を有する浅間神社前エリアを重点検討区間①に、リフレふじよしだ周辺エリアを重点検討区間②に位置付ける。



1.5 国道 138 号の整備に関する方針、道路占用に関する許可基準の設定

これまでの検討委員会で設定した景観形成方針を踏まえ、国道 138 号全体の整備に関する方針、道路占用に関する許可基準を設定した。

富士北麓を代表する落ち着きと風格のある道路空間の形成

1. デザインの統一感による沿道の一体的な空間の形成

道路附属物のデザインの統一をはかり、沿道まちづくりとともに、沿道の一体的な空間形成を図る。

- > 道路附属物や占用物の基本形状の統一
- ▶ 道路附属物や占用物の色彩の統一 ※ダークブラウン(こげ茶)を基本とする。
- ▶ 道路附属物や占用物の高質化による シンボル空間の形成



2. 歴史・文化と豊かな自然環境の調和

富士山麓の豊かな自然を道路空間に取り込み、沿道空間と一体となった空間形成を図る。

- > 富士山への眺望を意識した沿道景観の形成
- ▶ 歴史・文化施設を表出させ、道路空間との調和
- ▶ 沿道植裁・連続した塀などの景観秩序の継承

3. 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現

富士山駅からの連続性、駐車場からのアクセス性を考慮して、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できる環境を整備する。

- ▶ユニバーサルデザインに配慮
- ▶ 交差点部や道路境界部の段差の軽減、擁壁部への修景
- ▶休憩施設、サイン等の適切な配置

4. 将来のメンテナンス・利用のしやすさへの配慮

施設整備後のメンテナンスは長期にわたるため、道路附属物等は、 補修しやすく、全面交換にも対応できるものとする。

- ▶耐久性が高い素材、塗装等の採用
- > 冬期の積雪への配慮
- ▶ 火祭り等のイベント時の利用への配慮

*第2回検討委員会資料一部修正

*景観重要公共施設

良好な景観の形成に重要な公共施設について、整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図る景観計画の施策の1つである。

*ダークブラウン:こげ茶

景観計画で色彩は「山梨県屋外広告物ガイドライン」に準じることとなっている。国道 138 号においては、「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」、富士北麓地域における「景観保全型広告規制地区」の指定を踏まえ、道路附属物、屋外広告物等の占用物の色彩は、その基準に則したダークブラウンを基本とする。

景観重要公共施設

Ⅲ. 道路空間のデザイン

- ■整備方針
- 1)歩道舗装
- 2) 道路擁壁(段差処理)
- 3) 防護柵・中央分離帯、 照明柱、信号柱、標識 等
- 4)歩道橋
- 5) 自転車走行空間

Ⅱ. 沿道空間づくり

- ■占用基準
- 1)バス停留所
- 2) 地上機器
- 3)看板、サイン
- 4) その他施設

I. 沿道まちづくり

- ■沿道まちづくりとの調和
- ■歴史・文化資源の保全・ 活用
- ■自然環境の保全

【国道 138号(新屋拡幅)における景観重要公共施設の方針(案)】

		公京観里安公共心改り八丁(条/)
	富士吉田市景観計画によ る方針(案)	国道 138 号(新屋拡幅)における景観重要公共施設の方針(案)
	・眺望景観や街並み景観に配慮した工作物・構造物の整備。 (歩道舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、照明灯等) ・路線ごとに特色のある道路の緑化。 ・屋外広告物の適正な規制・誘導。	【共通】 ・眺望景観や街並み景観(世界遺産構成資産周辺の歴史性、自然環境、公園・SIC 整備による、拠点としての位置づけ)に配慮し、国道 138号で一貫性のある道路景観形成を図る。 ・耐久性の高い素材、塗装を採用する。 ・ユニバーサルデザインを用いる等、利用者の安全性に配慮した形状・材料とする。
整備に関する方針		【歩道舗装】・沿道のまちづくりとの整合性に配慮した舗装材、色調を選定することを基本とする。・歩道上に設置される排水施設(蓋)等は、自転車の走行やおさまりに留意し違和感のない仕上げとする。【道路擁壁】
方 針		・沿道敷地の土地利用に応じてまちづくり計画と調整を図るとともに、 人の目に触れやすい空間は、統一感のある修景整備を図るものとする。
		【防護柵・中央分離帯、照明柱、信号柱、標識等】 ・沿道環境と調和したシンプルな形態とし、統一した色彩を選定する。 ・管理者間の調整を図りながら連続性、統一したデザインとする。
		【歩道橋】 ・歩道橋は安全な歩行動線を確保するとともに、道路附属物の色彩・素材との調和を図り、地域住民が利用する親和性の高いデザインとする。
		【自転車走行空間】 ・自転車走行空間は周辺景観との調和に配慮し、シンプルな意匠とする。
:田宁	・工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。	 【共通】 ・工作物の形態・意匠については周辺の地域景観(世界遺産構成資産周辺の歴史性、自然環境、公園・SIC 整備による、拠点としての位置づけ)との調和や眺望景観に配慮する。 ・奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 ・山梨県屋外広告物条例に従った色彩、形状、表記とする。
物		【バス停留所】・バス停・ベンチ等は統合を図り、周辺環境と調和した設えとする。
の許可基準		【地上機器】 ・地上機器天端に勾配を付けるなど、不法投棄防止に配慮する。 ・地上機器の修景(周辺低木緑化など)や施設の有効活用を推進する。
		【看板、サイン】 ・案内板、看板、サイン等は情報の重複、乱立を防止するための事業間 相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。
		【その他】 ・交差点や公園前などの休息空間利用(ベンチ等の設置)を推進する。

4

1. 前回までのおさらい

1.6 景観重要公共施設に関する検討・協議の流れ

富士吉田市景観計画では、景観法第8条第2項第4号ロで定める事項について、国道138号を景観重要公共施設の幹線道路の候補例に位置付けている。

景観重要公共施設の整備に関する方針、道路占用許可基準については、良好な道路景観形成に向けた 先導的役割を有する重点検討区間①と②の地域性、まちづくり計画を踏まえ、設定を行う。

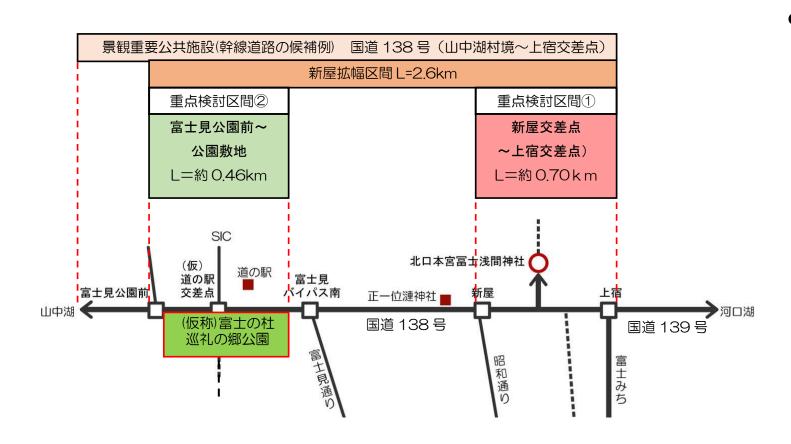


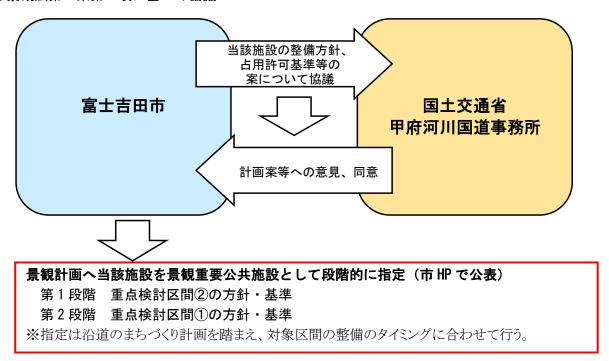
図 1-3 景観重要公共施設の指定範囲

1.7 景観重要公共施設の指定について

国道 138 号の景観重要公共施設への指定にあたっては、景観法第 9 条第 4 項に基づき、道路管理者(国) に協議し、同意を得る必要がある。

新屋拡幅事業については、重点検討区間①と②で整備スケジュールが異なることから、段階的に景観 重要公共施設の指定を行うものとする。

●景観法第9条第4項に基づく協議



※第5回検討委員会資料を一部修正

2. 国道 138 号新屋拡幅事業の変更について

2.1 自転車走行空間の見直し

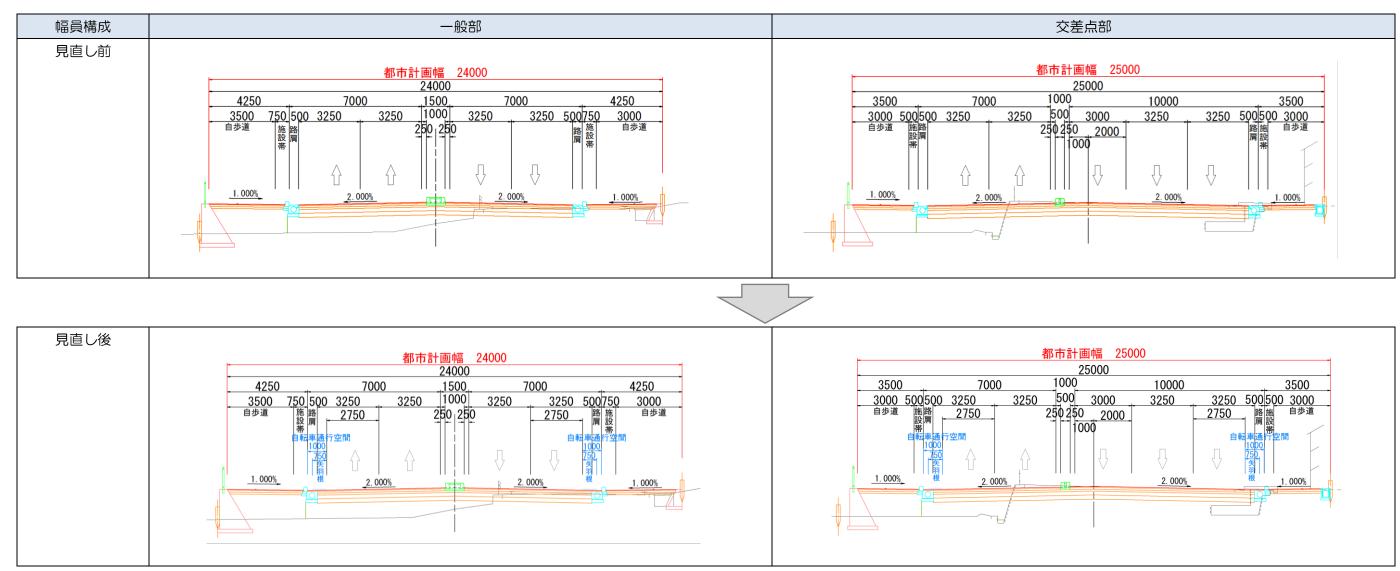
新屋拡幅区間は、山梨県の「山梨サイクルネット構想」のサイクリングコースに位置付けられ、「矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示」の優先整備必要箇所に指定されている。

また、現在、山梨県では山梨県自転車活用推進計画策定委員会を設置し、 山梨県自転車活用推進計画策定に向けた検討を行っている。

国道138号の山中湖村の区間は矢羽根による自転車走行空間が整備されており、サイクリングコースとしての連続性、自転車利用に配慮した道路空間の形成が求められることから、国道138号新屋拡幅区間においても車道混在による自転車走行空間を設けるものとした。

自転車走行空間は車道部に 1.0m 以上設けるものとし、矢羽根や路面標示を用いて明示する。





国道 138 号新屋拡幅事業の変更について

【参考】山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)

富士北麓地域において各道路管理者と観光関係団体等が連携し、自転車が利用しやすい環境を整え、民間 事業者の投資を促す体制づくりを進めるために、実施に向けた検討を行うため「山梨サイクルネット構想(富 士北麓地域)検討委員会」により検討し、策定されたものである。

■新屋拡幅区間の位置付け

新屋拡幅区間は、山梨県の「山梨サイクルネット構想のサイクリングコース」に含まれており、「矢羽根 等を用いた自転車走行位置の明示」の優先整備必要箇所としても位置づけられている。



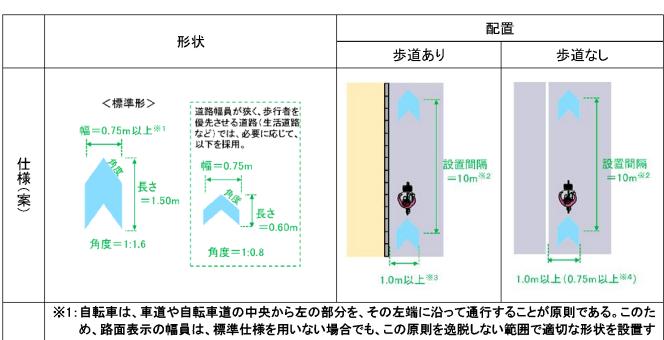
図 2-1 矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示筒所(直轄国道)



矢羽根設置の例(国道 138 号山中湖村区間)

■矢羽根とピクトグラムの仕様

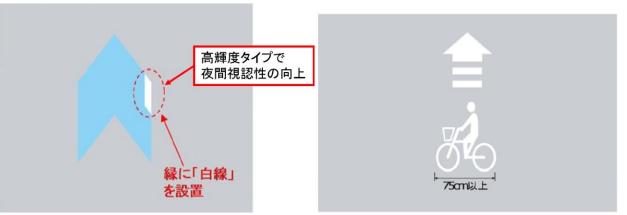
山梨サイクルネット構想では矢羽根および自転車のピクトグラムの仕様は、「第6回安全で快適な自転車 利用環境創出の促進に関する検討委員会」で提示している仕様(案)を基に、周辺景観との調和を図るため 彩度、明度等に配慮し、マンセル値を「10B6/4 程度」を推奨している。また、矢羽根は夜間視認性を高め るため、縁に白線を設置することを推奨している。



- るとともに、自転車走行空間として必要な幅員を自転車と自動車の両方に認識させることが重要である。
- ※2: 矢羽根型路面表示の設置間隔は 10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区 間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。
- ※3:路面表示の幅員は、側溝の部分を除いて確保することが望ましい。
- ※4:現地の交诵状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。
- ※5: 富士北麓地域は、富士箱根伊豆国立公園内に位置しており、周辺景観との調和を図る必要があるため、 整備する際には、設置間隔、彩度、明度に配慮する。

■夜間視認性を高めるための矢羽根仕様

■矢羽根型路面表示の標準仕様



出典:山梨サイクルネット構想

3. 浅間神社前エリア (重点検討区間①)

3.1 世界遺産構成資産への対応状況

- ○2012 年(平成 24 年)1 月、日本国政府は、ユネスコに世界遺産一覧表への記載推薦書を提出し、国道 138 号拡幅事業については、「良好な神社境内に対する負の影響を確実に排除することを前提としつつ、沿道環境の保全、 交通の諸問題の解消、地域の発展にも配慮した道路整備の方針・方法について検討している」と記載した。
- ○2013年(平成25年)6月、ユネスコ世界遺産委員会は、富士山は顕著な普遍的価値を有しているとし、世界遺産一覧表への記載とともに、保全状況報告書の提出を決議した。
- 〇2016 年(平成 28 年)1 月、日本国政府は、保全状況報告書をユネスコに提出し、本件拡幅事業については、「御師住宅と北口本宮冨士浅間神社等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等の観点も含め検討を継続している」と記載した。
- ○2018年(平成30年)11月、御師住宅や北口本宮冨士浅間神社等の顕著な普遍的価値を損なわないための留意点と対応方針(案)を記載した保全状況報告書をユネスコに提出した。
- ○2019年(平成31年)7月に開催される第43回ユネスコ世界遺産委員会(アゼルバイジャン)において保全状況報告書は審査予定である。

<参考資料 15>北口本宮冨士浅間神社周辺地域の整備

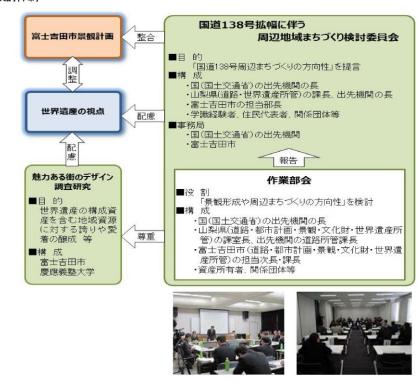
■概要

- ・北口本宮冨士浅間神社(以下「北口本宮」という。)境内の北側を通過する国道 138 号は、現在の神奈川県、静岡県と山梨県を結ぶ中世からの主要道であり、御師住宅が並んだ富士道から吉田口登山道に続く富士山信仰の巡礼路として使用された歴史的な道である。
- ・国土交通省は、国道 138 号の慢性的な渋滞解消や歩行者の安全確保を目的に、道路の拡幅 ¹を 計画している。

■取組内容

- ・2013年度から、国土交通省、山梨県、富士吉田市、学識経験者及び地元関係者から構成される 「国道 138号拡幅に伴う周辺まちづくり検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、 御師住宅と北口本宮等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等、 幅広い観点から、整備の方向性を検討している。
- ・富士吉田市は、慶應義塾大学と連携し、地元住民等と意見交換等を踏まえながら、親しみと誇りを持ちうるような都市空間の整備を検討している。

●検討体制



 $^{^1}$ 国道 138号上宿交差点から富士見公園交差点前までの約 2 6kmを現行 2 車線幅員 9.5mから 4 車線幅員 24.0mこ拡幅整備 する。

図 3-1 保全状況報告資料

事業区間全域図



●検討状況

・検討委員会は、整備区間のうち、北口本宮前を「重点検討区間」と位置付け、沿道まちづくり と一体的に整備することとしている。

<重点検討区間>

- ・ 国道 137号~北口本宮の安全な歩行回遊動線の形成
- ・拡幅に伴う沿道空間との一体的整備
- ・ 北口本宮を核とした落ち着きと風格のある道路空間 の形成

<道路景観形成方針>

- デザインの統一感による一体的な空間の形成
- ・ 歴史・文化と豊かな自然環境の調和
- ・回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現

魅力ある街のデザイン調査研究

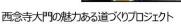




「まちを知り、考える まちづくり勉強会」

講演会・シンポジウム







まち歩きをしたくなる案内板作成

3. 浅間神社前エリア (重点検討区間①)

・第37回世界遺産委員会の決議文は、「構成資産間の相互の関係性が強化されるべき」であり、「神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべき」としていることから、検討委員会 (作業部会) は、世界遺産の視点からの対応方針を以下のとおり検討している。

対応方針						
① 構成資産間の つながり	○ 御師住宅から北口本宮に至る参詣路を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産 のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮し た手法について工夫する必要がある。					
	○ そのため、富士山駅から御師住宅を通り北口本宮へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討し、国道 137 号と国道 138 号の歩行環境の統一を図る。 ・ 国道 137 号の既設歩道舗装である自然石舗装を国道 138 号の一部に用いる。 ・ 富士山駅から北口本宮まで統一した説明・サイン、ベンチ等を設置する。					
② 参道前広場等	○ 北口本宮前の道路は、登拝の前に富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所 という歴史性を踏まえる必要がある。					
	○ そのため、北口本宮参道前の道路北側に、来訪者が歴史性を感じられるたまり空間 (小広場)を設置する。 ・北口本宮鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場(スポット)とする。 ・休憩施設や説明版を整備し、おもてなしに配慮した設えとする。					
③ 旧鎌倉街道	○ 北口本宮周辺を中心に、国道 138 号の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。					
三角地帯	○ 2015年2月に策定された北口本宮冨士浅間神社整備活用構想において、「旧鎌倉街道であった箇所であり、旧道にふさわしい整備を行い、サインを設置する」こととしている。					
4	○ 胎内道に向かう道路を確保する必要がある。					
上宿交差点	○ そのため、周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る。・ 胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための説明・誘導サイン等を設置する。					
⑤ ヤーナ川	○ 拡幅予定道路を横断して国道 137号と平行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路(ヤーナ川)を維持する必要がある。					
	○ そのため、国道 138号とヤーナ川との交差部には、水辺空間(水路の流れを感じる広場等)の形成を図る。					
⑥ 西念寺周辺	○ 拡幅予定道路両側の区画(町割)を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御 師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。					
	○ そのため、現状の地域の生活環境に配慮しつつ、大門 ² を活用した歩行空間の形成を 図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する。					
⑦ まちなみ整備	○ 国道 137 号の両側の区画(町割)を維持することにより、16 世紀以降の上吉田の御 師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。					
	○ そのため、今後、富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら、策定中の富士吉田市歴史文化基本構想に沿った景観形成指針・ルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進める。					

² 西念寺の参道。「大門(塔中)」は明治期まで西念寺の領地であり、惣門から正門まで参道が形成され、江戸時代には大祭りの神輿の巡行経路でもあった。



■今後の取組(計画)

・拡幅事業により改変が予想される道路景観及び沿道景観については、コンピュータ・グラフィックスやフォトモンタージュ等による景観予測手法による影響の程度を確認・評価し、具体的対策に反映させる。

図 3-2 保全状況報告資料

浅間神社前エリア (重点検討区間①)

※第5回検討委員会資料を一部修正

3.2 沿道まちづくりの対応状況

■景観整備の方針

- ①国道 137 号~北口本宮冨士浅間神社の安全な歩行回遊動線の形成
- ②拡幅に伴う沿道空間との一体的整備
- ③北口本宮冨士浅間神社を核とした落ち着きと風格のある道路空間の形成

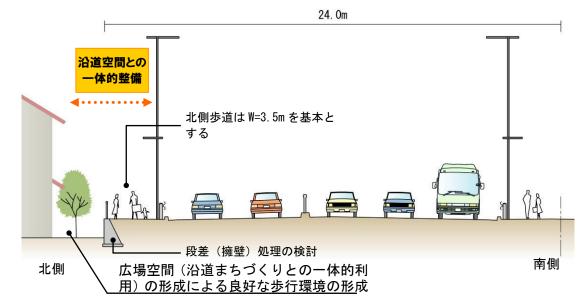
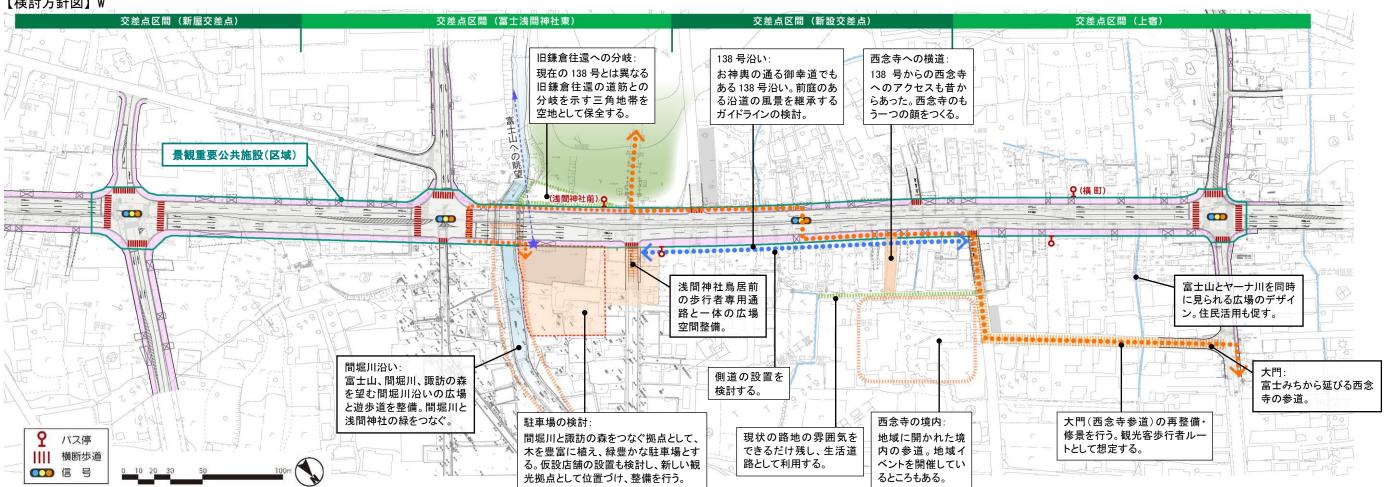


表 3.1 沿道まちづくりの対応状況

項目	対応の状況
①構成資産間のつながり	○ 「歴史的な道」、「実際に来訪者が歩く道」の検討
	・国道 138 号において「歴史的な道」として位置付けられる経路、沿道のまちなみについて調査研
	究を進めている。
	・「実際に来訪者が歩く道」として「大門」と「戦後に整備された道」の歴史性を調査し、魅力ある
	みちづくりの検討を進めている。
②参道前広場等	○ 歴史性に配慮したたまり空間の考え方
	・駐車場の広場的活用を含めた、たまり空間としての活用を検討している。
	・駐車場の一部を富士山を望む貴重な視点場として新屋拡幅に合わせた整備を検討している。
③旧鎌倉街道三角地帯	○ 現在の 138 号とは異なる旧鎌倉往還の道筋との分岐を示す三角地帯を空地として保全する。
④上宿交差点	○ サイン設置にあたっては、富士みちから北口本宮冨士浅間神社まで統一した説明・誘導サインを
	検討の上、将来型を踏まえた配置場所を検討する。
⑤ヤーナ川	○ 方針に基づいた水辺空間の保全・整備について検討する。
⑥西念寺周辺	○ 市の調査研究において大門を活用したイベントを開催している他、歴史的景観の維持・再生に配
	慮した土地利用、動線計画を検討している。
⑦まちなみ整備	○ 市の調査研究において地域住民と WS 等を開催し、良好な景観形成に向けたまちづくりを継続し
	ている。

【検討方針図】w

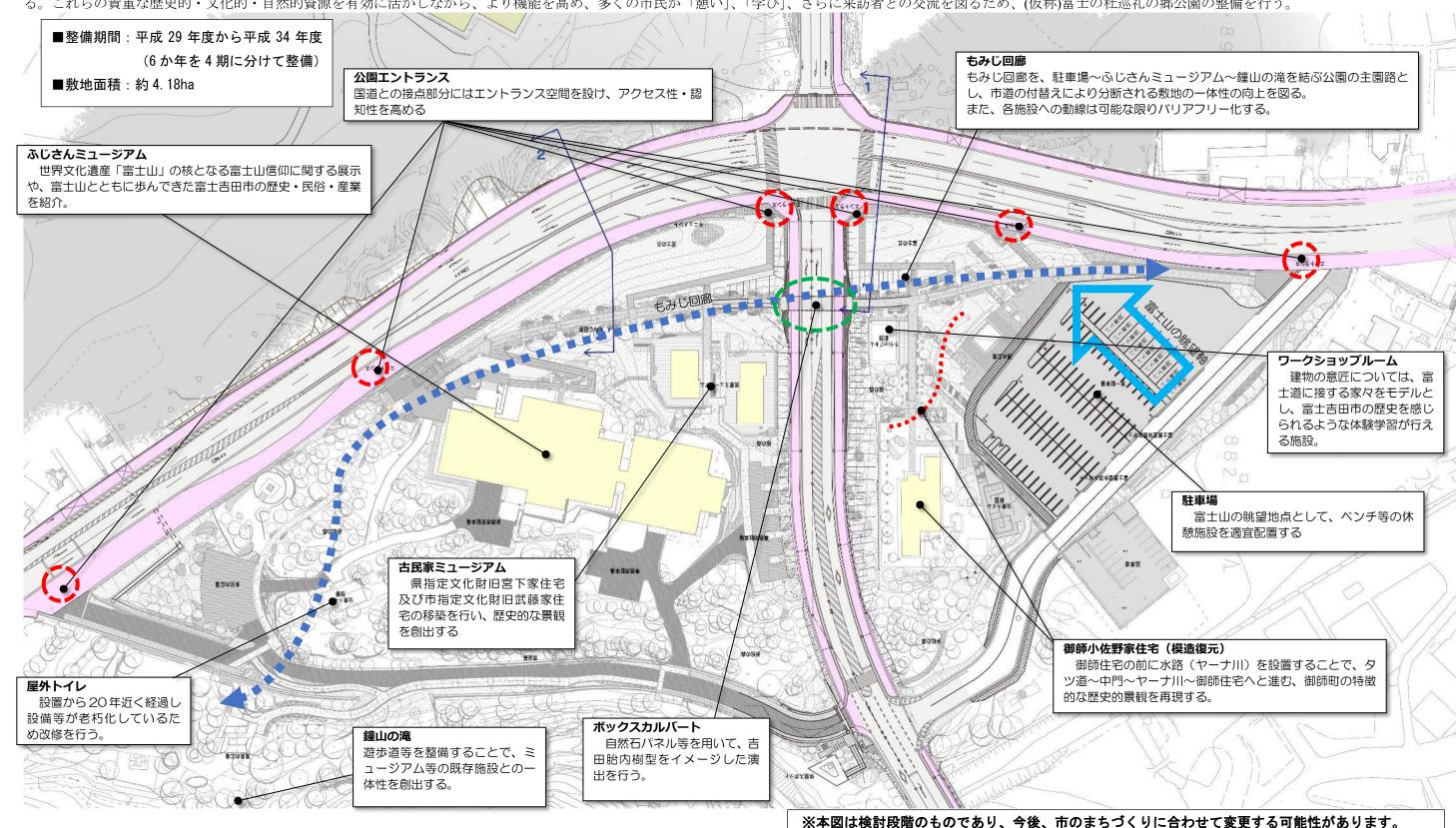


※本図は検討段階のものであり、今後、市のまちづくりに合わせて変更する可能性があります。

4.1 (仮称) 富士の杜巡礼の郷公園整備の概要

リフレふじよしだ周辺エリアでは国道 138 号沿道まちづくりとして(仮称)富士の杜巡礼の郷公園の整備が行われる。当エリアを富士吉田市の玄関口としてふさわしい空間とするため、道路と一体となった景観形成を図る公園整備の概要を示す。

本エリアには、世界文化遺産「富士山」の核となる富士山信仰に関する展示や、富士山とともに歩んできた富士吉田市の歴史・民俗・産業を紹介した「ふじさんミュージアム」をはじめ、特別名勝富士山エリアや山中湖・ 忍野八海を水源とする「鐘山の滝」等の富士吉田市特有の地域資源が多く集まっている。また、国道 138 号を挟み、年間 150 万人以上の人々が訪れる「道の駅富士吉田」を中心としたリフレふじよしだ周辺エリアを有してい る。これらの貴重な歴史的・文化的・自然的資源を有効に活かしながら、より機能を高め、多くの市民が「憩い」、「学び」、さらに来訪者との交流を図るため、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園の整備を行う。



4.2 公園と道路の一体的な景観形成に関する整備方針



施設		国土交通省	富士吉田市	たか乾が生の亡をし		
		道路整備の方針	公園整備及び市道整備の方針	一体的整備の方針		
	①歩道舗装 エントランス部 舗装	・一般部は整備区間前後の連続性を考慮しアスファルト舗装とする。・交差点部は市道・公園との一体性、ゲート性を確保するため歩道舗装の高質化を図る。	・公園エントランス部は洗い出し平板舗装を用いることでリフレ ふじよしだエリアの自然景観を演出する。	●沿道の地域資源をつなぐ動線である交差点部の舗装を公園エントランスの舗装と合わせる		
舗装関連	②自転車走行空間(検討中)	・自転車走行空間は車道混在及び自転車歩行者道とし、路面標示、ピクトグラムなどを用いて走路を明示する。・山梨サイクルネット構想を踏まえ、路面標示は沿道と調和した色彩、配置間隔とする。・標識、ピクトグラムは景観色に配慮し、シンプルなデザインとする。		●路面標示やピクトグラムの景観色に配慮する		
	③縁石・側溝蓋	・各種施設の収まりに配慮し、上面と調和を図る。	・各種施設の収まりに配慮し、上面と調和を図る。	●歩道と公園の境界部が目立たない設えにする		
	④中央分離帯	・1.0mの幅の中央分離帯を設ける。 ・中央分離帯には原則、横断防止柵は設けないものとする。 ・横断防止柵を設ける場合には透過性に配慮した桟の形式、色は ダークブラウンとする。		●沿道の公園や富士山の眺望、地形等のシークエンス景観に考慮 し中央分離帯に柵を設けない		
道路附	⑤転落防止柵・ 防護柵	・転落防止柵、防護柵の色彩はダークブラウンを基本とする。・透過性に配慮した柵の形式を基本とする。	・シンプルな形状、周辺環境と調和した色彩とする。	●国道と市道の柵は沿道の公園や富士山の眺望、地形等のシーク エンス景観を考慮した桟の形式、色彩とする ●国道と公園の境界部には柵を設けない		
附属物	⑥照明·信号機	・他の施設との色彩の統一を図る。(ダークブラウン) ・シンプルな形状とし、過度な装飾を避ける。 ・照明と信号機の共架を行う。(今後、警察と調整) ・ゲート性を演出する形態・意匠とする。	・シンプルな形状、周辺環境と調和した色彩とする。	●道路照明・信号、公園照明は共通のデザインコンセプト、色彩 とする		
段	⑦法面	・道路と公園の段差は一体的な法面として処理する。・法面は芝植栽を基本とする。	・法面は芝植栽を基本とする。 ・公園内の地盤を盛土により嵩上げし、国道・市道との高低差を 小さくする。	●国道と公園の一体性、連続性を確保するため緩傾斜法面とする		
段差処理	⑧擁壁	・擁壁は石積み風等の化粧を施す、植栽で隠す等、周辺環境に調和した設えとする。	・市道の擁壁は石積み風等の化粧を施す、植栽で隠す等、周辺環境に調和した設えとする。・公園内の擁壁は石積み風とする等、周辺環境に調和した設えとする。	■富士山の眺望軸を踏まえ、国道の擁壁は公園からの見え方に配慮した設えとする■公園内の擁壁は道路からの見え方に配慮した設えとする		
⑨ボ	ックスカルバート	_	・公園環境(自然空間)に配慮し、自然石を用いた坑口、通路とする。			
10植	鼓	・歩行者空間を最大限確保、及び維持管理の視点から道路空間に おける植栽は行わない。	・公園内の植栽は、季節感や地域性を演出する樹木を配置する。	●沿道の公園や富士山の眺望等のシークエンス景観に配慮し、道路空間における植栽は行わない		
道路	①地上機器 ・景観の阻害や歩行の妨げとならないよう、機器の色彩・形状・ 位置に配慮する。					
占用物	迎標識・サイン・園 名版	・山梨県屋外広告物条例に従った色彩・形状とする。	・案内板や看板、サイン等は情報の重複、乱立を防止するため、 事業者間で相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。	●道路と公園のサインの色彩、形状の調和を図る		
物	13バス停留所	・バス停留所、ベンチ等は周辺環境と調和した設えとする。	_	●ベンチや時刻表等の色彩や修景に配慮する		
独宫	下家住宅	・宮下家住宅の移設スケジュールを加味した段階的な道路整備の 推進を図る。	・古民家ミュージアムの形成にあたって適切な配置、動線を加味 した効率的な移設を行う。	●宮下家住宅の移設の効率化、一体的な空間形成を図るため国道 との共同整備とする。、		

4.3 景観形成に向けた具体的な整備内容の検討

4.3.1 歩道舗装

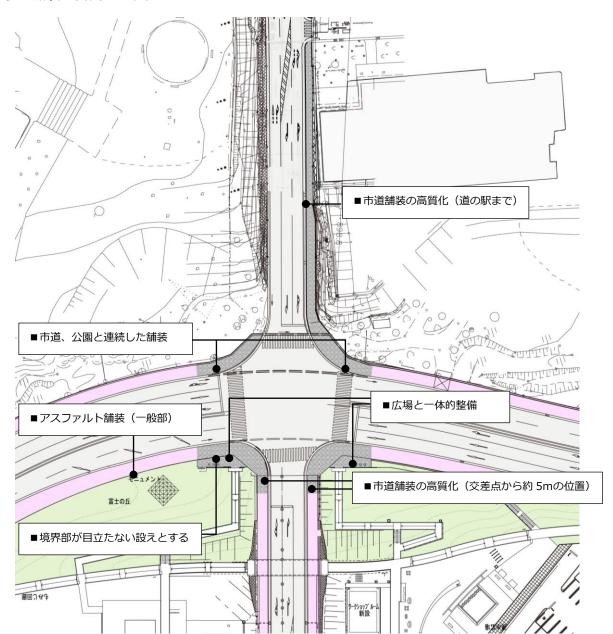
(1) 景観形成の基本的な考え方

国道 138 号の歩道舗装の一般部はアスファルト舗装を基本とするが、重点検討区間②は富士吉田市の 玄関口として国道と市道、公園との一体的な空間形成を図ることから、(仮)道の駅交差点部において、歩 道舗装の高質化を図る。

【景観形成方針】

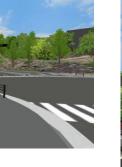
- ・市道明見東通り線と公園の舗装の一体的整備を踏まえ、市道・公園との交差部について同等の歩 道舗装を用いて調和を図る。
- ・歩道と公園エントランス境界部を目立たない設えとし、空間の一体性を演出する。

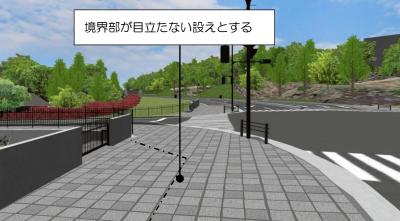
(2) 歩道舗装の高質化の範囲



(3) 歩道舗装の高質化のイメージ







舗装材の統一による一体的空間の形成





舗装材を高質化することで富士吉田市の玄関口を演出する

■公園エントランスの舗装

- ・公園入口は洗い出し平板舗装を用いることでリフレふじよしだエリアの自然景観を演出する。
- ・仕様:透水性平板ブロック舗装
- ・規格:300mm×300mm
- ・色:ダークグレー系:グレー系=1:3程度

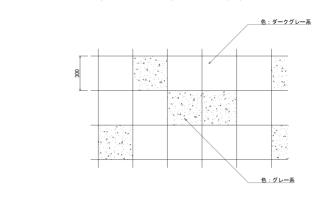




図 公園エントランス部の舗装

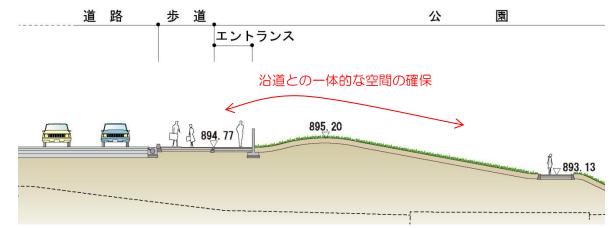
4.3.2 転落防止柵·防護柵等

(1) 景観形成の基本的な考え方

重点検討区間②の整備方針として「歩道と公園の連続的な空間の形成」がある。これは物理的、視覚的な両面からの連続性を意味するものであり、国道 138 号と公園境界部にあたっては、連続性に配慮した設えとし、一体的な空間を演出することを基本と考える。

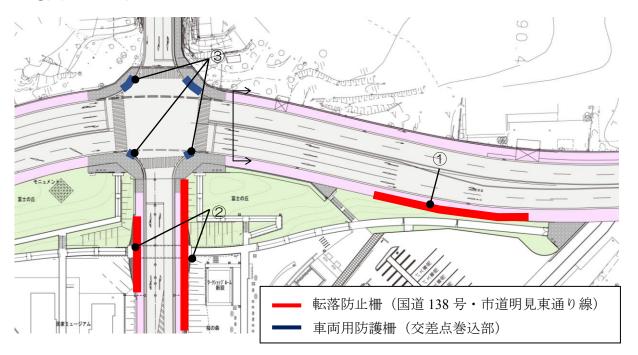
【景観形成方針】

- ・国道 138 号と市道、公園で統一した防護柵の色彩とする。(ダークブラウン)
- ・透過性に配慮した柵の形式とする。
- ・沿道との一体的な空間の確保を考慮した柵の配置とする。



(2) 柵の位置

- リフレふじよしだ周辺エリアにおいて、柵の設置が必要となる箇所は以下の3箇所である。
- ①国道 138 号と公園駐車場の高低差が生じる箇所
- ②市道と公園の高低差が生じる箇所
- ③交差点巻込部



(3) 整備の方向性

【転落防止柵】

【ガードパイプ】

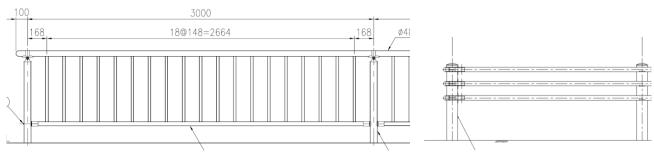


図 防護柵のイメージ (塗装イメージ)



歩道と公園を自由に往来可能となるとともに、開放的な空間を形成

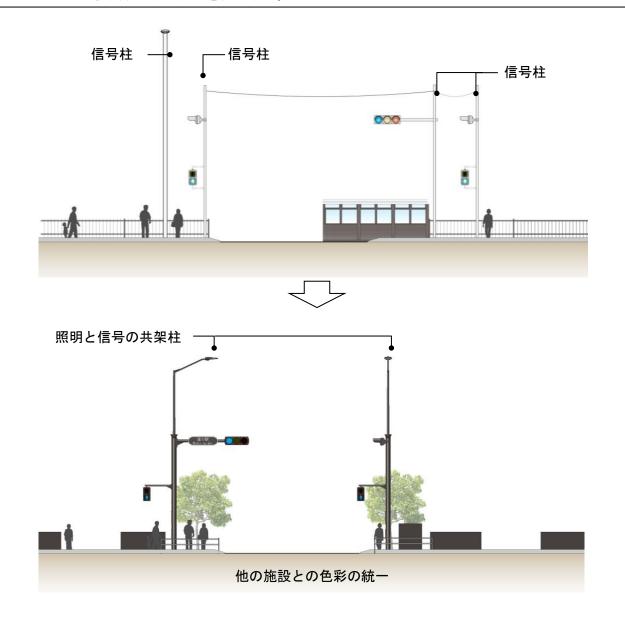


4.3.3 照明·信号機

(1) 景観形成の基本的な考え方

【景観形成方針】

- ・他の施設との色彩の統一を図る。(ダークブラウン)
- ・シンプルな形状とし、過度な装飾を避ける。
- ・照明と信号機の共架を行う。(今後、警察と調整)
- ・ゲート性を演出する照明柱の意匠とする。



(2) 照明・信号機の共架のイメージ

照明と信号機を統合して配置することで、道路附属物の少ない良好な歩行空間を形成する。



(3) 照明のデザイン

照明のデザインは国道 138 号の沿道景観を引き立てる シンプルなデザインとする。

既成品を基本としながら、アームの傾斜や柱の太さに 強弱をつけ、国道 138 号のゲート性を演出する。



図 照明のイメージ

4.3.4 擁壁·法面

(1) 景観形成の基本的な考え方

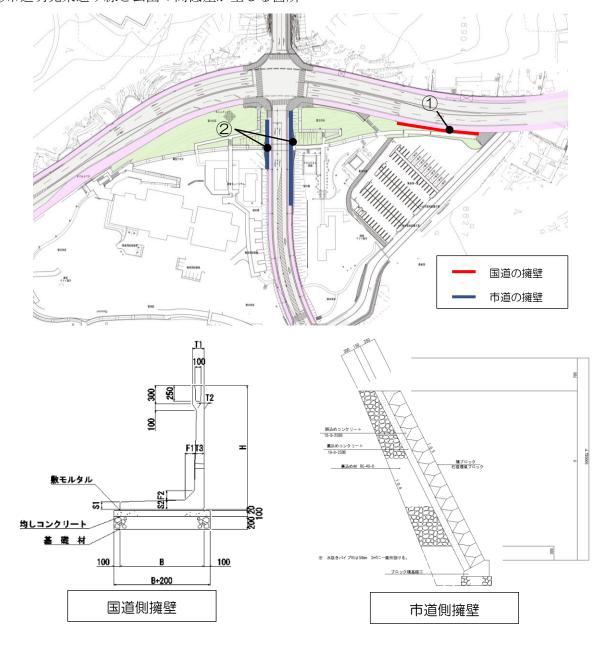
【景観形成方針】

- ・ 擁壁構造の見直しが可能な箇所については、法面処理等への変更を行うことにより、人工物による自然景観への影響を可能な限り軽減する。
- ・ 擁壁構造の見直しが不可能な箇所については、 擁壁表面の意匠性の向上や植栽などによる擁壁の 目隠し等を施すことにより、 周辺景観との一体的な空間演出を図る。

(2) 擁壁の位置

リフレふじよしだ周辺エリアにおいて、擁壁構造となる箇所は以下の2箇所である。

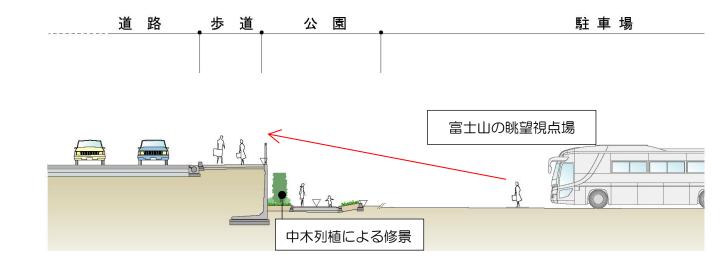
- ①国道 138 号と公園駐車場の高低差が生じる箇所
- ②市道明見東通り線と公園の高低差が生じる箇所



(3) 整備の方向性

①国道 138 号と公園駐車場の高低差が生じる箇所

一部公園との境界において生じる擁壁表面の意匠性の向上や擁壁前に中低木植栽による修景を検討する。





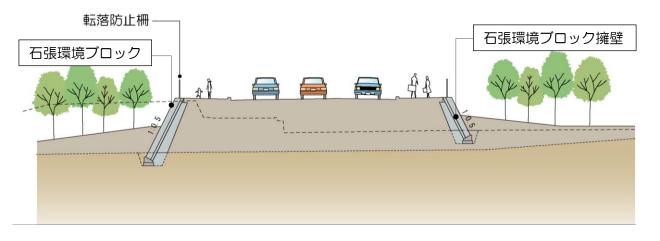


擁壁前に中低木を配置 することで圧迫感を軽 減する。

駐車場からの眺望イメージ

②市道明見東通り線と公園の高低差が生じる箇所

市道明見東通り線整備により生じる擁壁は意匠に配慮した石積み擁壁とする。擁壁前には公園側の 植栽が設けられ、擁壁の圧迫感の軽減を図っている。



5 今後の検討委員会の進め方について

5.1 委員会の開催について

国道 138 号沿道では、来年度より国道 138 号の先行整備区間および市道、公園の整備が予定され、整備箇所については、今後は方向性の検討の段階から、具体的な施設の検討に変わることとなる。また、一部区間はまちづくりの進捗に合わせ、長期的なスパンで引き続き検討が必要なことから、今後の検討委員会・作業部会の開催は進捗に合わせて開催することとし、これとは別に行政間調整会議を適宜開催するものとする。

